

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第72号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

洛西ふれあいの里療護園において、身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設としての事業のうち通所に係るものを行うこととすることに伴い、入所定数に関する規定を整備することとしました。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第72号

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「入所定数」の右に「(通所に係るものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)